

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道釧路東高等学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達のための SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

釧路東高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

近年、いじめは冷やかしからいなどの他、ツイッターやLINE等のSNSを介したいじめなど複雑化し、その対応は学校として大きな課題です。そこで、生徒達が意欲を持って満足でき、充実した高校生活を送れるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処のための対策を考えるための方針です。

釧路東高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

○いじめ防止対策委員会

構成員：教頭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導部長、教務部員、養護教諭、各学年代表および必要な教職員、並びに心理、福祉等に専門的な知識を有する者

○役割

- ・PDCA サイクルを意識したいじめ防止基本方針の点検・見直し
- ・年間指導計画の作成、校内研修会の企画、調査、情報収集、定例会

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

○活動

(1) 情報収集

Q-U テスト、いじめアンケート調査（年2回）、仲間との関わりアンケート、面談の定期開催、定例委員会（月1回）

(2) スクールカウンセラーによるカウンセリング、ピアサポートなど

(3) 生徒会活動 いじめ撲滅運動

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、ホームルーム担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の釧路東高等学校のいじめ対策組織担当は、阿部（あべ）です。

連絡先0154-36-2750（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9～12 時 12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
釧路教育局教育相談電話（電 話）	0154-43-1475	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター